

地域経済の発展と市民の豊かな暮らしを支える

「伊賀市産業振興条例」を制定しました

9月30日、市の産業振興の基本を定めた「伊賀市産業振興条例」を制定、施行しました。

◆伊賀市産業振興条例とは？

市の産業振興の基本的な考え方を示した条例です。

この条例では、地域産業の振興はその担い手が心を一つにして協働して進めるという考えのもと、市の責務、事業者や市民の役割などに加え、9つの基本方針を決め、産業振興を効果的かつ計画的に進めることとしています。



◆なぜ今「伊賀市産業振興条例」が必要なのか

市の産業は、自然環境や地理的条件などの特性を生かした農産物や伝統工芸品を生み出し、近年は交通網の整備などにより、製造業の立地や観光誘客の進展に伴い、地域経済の発展や市民生活の向上に寄与してきました。

しかし、市を取り巻く社会環境は大きく変化しています。グローバル化や技術革新の進展に伴う産業構造の変化、急速な少子高齢化や人口減少による社会構造の変化など全国的な課題に市の産業も直面しています。

このような課題に対し、市、事業者、市民などが一体となって、市の将来を支える産業を力強く振興し、活力ある地域社会を実現していくため、この条例を策定することになりました。

この条例は、市民生活の安定と向上のために、地域で循環する経済の構築、地域経済の健全な発展と産業基盤の安定と強化を図ります。

◆概要

基本理念と基本方針

基本理念とは、条例の基本となる考え方です。事業者の自主努力を基本として、産学官民が連携、協力することで産業振興を進めていきます。

基本方針とは、基本理念を受けて行う事業の骨子となる方針です。

○情報通信技術を活用した経営革新や産業の高付加価値化、新たな技術の創出やその活用

○地域の資源や特性などを生かした生産活動を促進する事業環境の整備

○情報技術者や地元産業の後継者など人材の確保と育成

○産学官連携による共同研究の推進とその成果の普及

○農地、林野の多面的機能の普及啓発と農林業の振興

○地域密着型商工業の定着と地域の商工業の魅力の向上

○観光資源の活用、発信と観光振興

○伝統的な地場産業の振興

○中小企業者などを取り巻く情勢に応じた産業振興

教育機関の役割

○市、事業者、産業関係団体と連携し、地域産業を支える人材や各種技能を有する人材を育成すること

○研究成果などは積極的に発信し、多様な主体と連携しながら産業振興に関わる事業を推進すること

○共同研究や商品開発のほか、小中学校で社会見学に工場見学を入れるなど

市民の役割

市民とは、市内に在住、在勤または在学する個人と、市内で活動する法人、その他の団体としています。そのため、「市民」であり、「事業者」でもあるという人もいます。

○産業の振興が地域を活性化し、地域経済の発展につながることから、産業振興のための事業に協力すること

○地産地消や地域産品の利用に協力すること

◆今後どう進めていくの？

この条例を産業振興の基本となる方針として、今後、条例に基づいて施策を進めていきます。また産業振興に関する意見交換を行う場を設置するとともに、広域的な連携を進めていきたいと考えています。

事業者の役割

この条例では、「事業者」は規模の大小や業種に関わらず、市内で経済活動をするすべての人としていきます。

○自助努力による経営安定に努め、時代の変化に対応するとともに、後継者の育成に努めること

○脱炭素など環境に配慮した取り組みを推進するとともに、地域社会と共存共栄し、持続可能な発展をめざすこと

○分野や利害を超え、事業者同士の連携や協働に努めること

○産業関係団体（商工関係団体や観光関係団体など）の活動や運営に積極的に参加し、協力すること

○産学官連携や共同研究にも取り組み、競争力の強化に努めること

○自らの事業活動を通じて、まちづくりや地域貢献に努めること

○事業の材料や物品の調達、下請負や工事などの発注に当たっては、市内事業者に発注するよう努めること

○市が行う産業振興施策や事業に協力すること

※商業、工業、農林業、観光事業者、伝統的な地場産業者、金融機関や大企業などは、別途追加の役割を設けています。



【問い合わせ】

商工労働課
TEL 22・06060 FAX 22・06005
shoukou@city.iga.lg.jp

